

再エネ電力の共同購入支援事業に関する連携協定書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、再エネ電力の利用促進を図るため、次のとおり再エネ電力の共同購入支援事業に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が相互に協力し、岐阜県域における再エネ電力の利用促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- 一 甲 再エネ電力の共同購入支援事業に関する広報等の支援
- 二 乙 再エネ電力の共同購入支援事業に係るプロポーザル公募要領及び再エネ電力の共同購入支援事業に係る仕様書（以下「要領及び仕様書」という。）に定める事業

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（募集要領等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たっては、要領及び仕様書を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に定める事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に当たっては、甲及び乙は第2条第1項に掲げる事項に責任を持って取り組むこととし、乙は、甲、小売電気事業者、購入希望者等の本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と小売電気事業者又は購入希望者との間で争いが生じた場合は、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴い、小売電気事業者と購入希望者との間で争いが生じた場合であって、両者間で解決できない場合においては、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲、小売電気事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の変更及び解除)

第7条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

一 本協定に違反したとき。

二 本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本事業の実施において、知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙相互の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県知事 江崎 禎英

乙 ●●
●● ●●